

陳 情	受 理 番 号	59	受 理 年 月 日	令和 8 年 2 月 26 日	付 託 委員会	都市建設 環 境
件 名	廃掃法第 21 条に規定される技術管理者の設置について					

みだしの件について、別紙のとおり陳情いたしますので、よろしくお願いいたします。

件名

廃掃法第 21 条に規定される技術管理者の設置について

私たち住民は、廃棄物処理施設が環境破壊をまねき、住民の健康と生活に被害をもたらすおそれがあることを認識した上で、仕方なく設置を許容している。それは、設置者（行政）が、法規制の下で適正に施設を運営しているはずとの信頼が根底にあるからである。

しかしながら、那覇市・南風原町環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）が処理施設の六つの運営業務のうちの一つの業務を委託しているに過ぎない業者の従業員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第 21 条の技術管理者であるという強弁は、コンプライアンスに欠けるものであり、住民の信頼を著しく裏切り、まさに羊頭狗肉な運営であると嘆かざるを得ない。

以下に問題点を指摘し、住民を代表する議会が、環境施設組合の構成団体である

那覇市の姿勢及び廃掃法規制下での監督庁としての那覇市の考え方を質し、もって、環境施設組合のコンプライアンスに欠ける運営が糾されることを期して、陳情する。

1 廃掃法の趣旨

廃掃法第 21 条第 1 項は、一般廃棄物処理施設の設置者は、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければならないと規定し、第 2 項では、技術管理者は処理施設に関して技術上の違反が行われないよう施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならないと定めている。加えて、第 30 条では、技術管理者を置かなかった場合に刑罰で臨んでいる。環境破壊ひいては住民の健康と生活に被害をもたらしかねない施設を設置し、運営していく上での必要な厳重な法規制である。これによって、設置者（行政）の責任が全うされ、住民の生活が守られる。

2 エコアイランドの現状

エコアイランドは、那覇市と南風原町から排出される一般廃棄物を焼却処分し、その残存物を最終的に埋立てする施設である。那覇市と浦添市が接する那覇市港町の港湾区域にある。設置は 2007（平成 19）年であり、約 20 年間稼働してきた。環境施設組合が設置し運営しているエコアイランドは、処理施設だから、維持管理に関する技術上の業務を担当させるため技術管理者を置かなければならない。そして技術管理者は、技術上の違反が行われないようエコアイランドの全ての職員を監督していくことが求められる。

3 環境施設組合のコンプライアンス違反

エコアイランドには、2009（平成 21）年、2010（平成 22）年、2022（令和 4）年と環境施設組合の職員が技術管理者として任命され、廃掃法が求める職責を果

たしてきた。ところが現在、環境施設組合は、エコアイランド⁶の六つの運営業務のうち管理運営業務のみを委託しているに過ぎない業者の従業員を廃掃法第21条第1項の技術管理者であると強弁し、環境施設組合職員としての技術管理者は置かず、将来も置くことはない、と表明している。しかし、エコアイランドの六つの運営業務のうちの管理運営業務のみを委託しているに過ぎない業者の従業員は、委託契約の範囲内の職務遂行しかできず、その範囲を越えて、ましてや環境施設組合の職員をも管理、監督するようなことはできない。環境施設組合の運営方法は、廃掃法に違反している。

4 住民生活への悪影響

廃掃法第21条違反に対しては、設置者に刑罰が科せられる（廃掃法第30条）。加えて、監督官庁からの業務停止等の行政罰も想定される。埋め立て施設が使えない事態になると、住民の不利益は計り知れないものであり、環境施設組合の運営は住民の信頼を裏切るものである。

(技術管理者)

第二十一条 一般廃棄物処理施設（政令で定めるし尿処理施設及び一般廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設にあつては、管理者）又は産業廃棄物処理施設（政令で定める産業廃棄物の最終処分場を除く。）の設置者は、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならない。ただし、自ら技術管理者として管理する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設については、この限りでない。

2 技術管理者は、その管理に係る一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設に関して第八条の三第一項又は第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準に係る違反が行われないように、当該一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設を維持管理する事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

3 第一項の技術管理者は、環境省令で定める資格（市町村が第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者にあつては、環境省令で定める基準を参酌して当該市町村の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条第十五項（第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は第七条第十六項（第十二条第十三項、第十二条の二第十四項、第十四条第十七項及び第十四条の四第十八項において準用する場合を含む。）の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者

二 第七条の二第三項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第三項若しくは第四項（これらの規定を第十五条の二の六第三項において準用する場合を含む。）又は第九条の七第二項（第十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八条の二の二第一項又は第十五条の二の二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第八条の四（第九条の十第八項において準用する場合並びに第十五条の二の四及び第十五条の四の四第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備え置かなかつた者

五 第十二条第八項又は第十二条の二第八項の規定に違反して、産業廃棄物処理責任者又は特別管理産業廃棄物管理責任者を置かなかつた者

六 第十七条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行つた者

七 第十八条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による報告（情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の報告をした者

八 第十九条第一項（第十七条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者

九 第二十一条第一項の規定に違反して、技術管理者を置かなかつた者